

第 10 節 公有化

1 土地利用の現況

特別史跡内のほとんどが複数の省庁の国有地・県有地・市有地からなり、管理者もさまざまであるが、その多くは熊本城公園として開設している。一部残っている民有地は、宗教施設等及び市で公有化を進めている古城地区の未買収地である。

特別史跡外の旧城域については、国有地・県有地・市有地・民有地が混在している状況であり、公共施設を含む多くの建物が建っている。民有地としては、宗教施設・児童養護施設・マンション・個人住宅等がある。

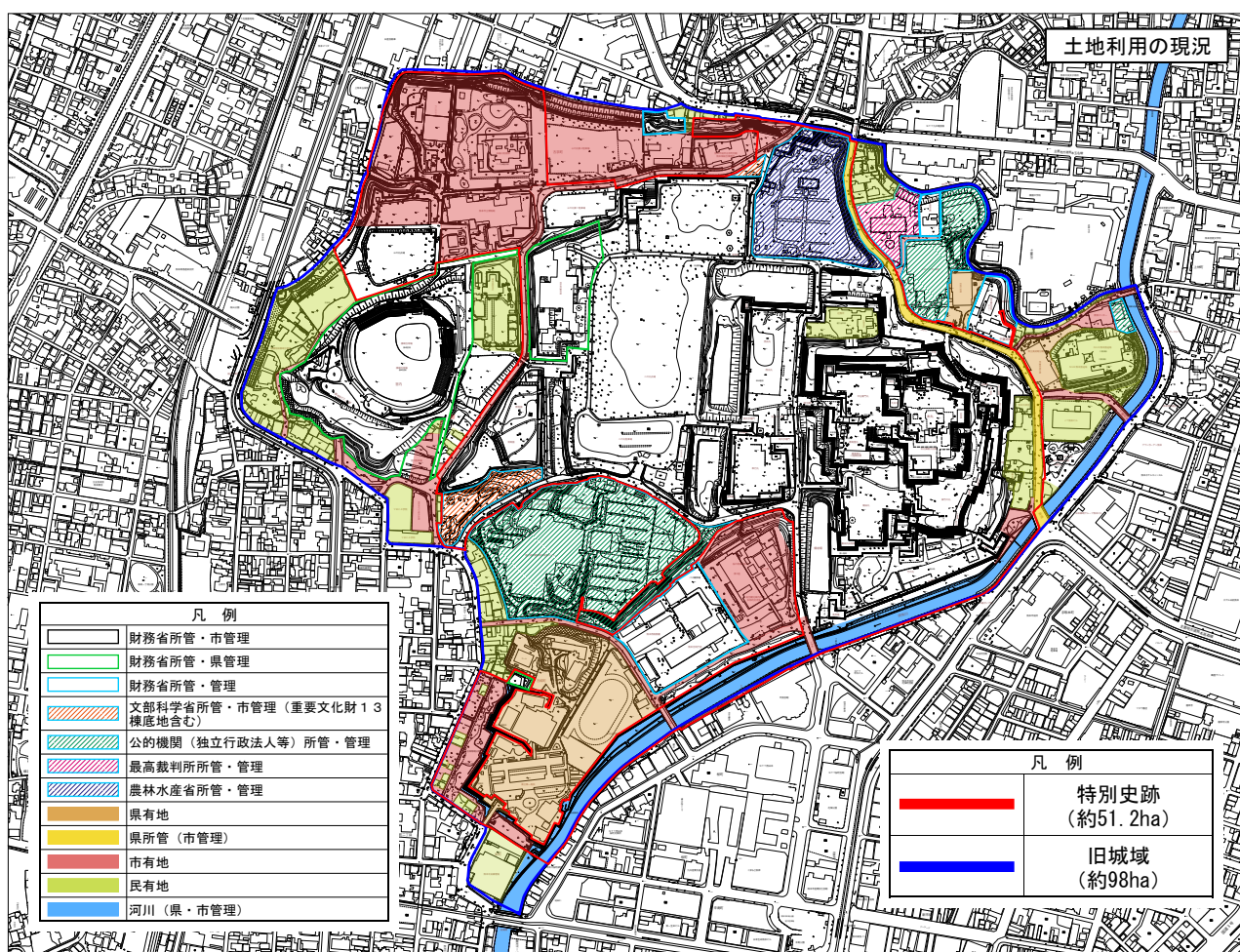


図 41 土地利用の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

2 公有化によらない史跡の保存と活用

現在、それぞれの所有者や管理者によって土地利用がなされているが、各々が史跡としての価値を理解し、保存に努め、活用・整備に参画するなどの協力のもと、公有化によらない各々の条件に適した適切な保存と活用が図られることが望ましい。

なお、公有化を行わない場合であっても、所有者等は文化財保護法第 119 条等の規定^(※5)に基づき、史跡の適切な管理等を行う必要があり、また、現状変更等が必要な場合には、法第 125 条の規定に基づき文化庁長官の許可を得る必要がある（詳細は「第 8 節 現状変更の取扱い」参照）。

3 公有化の基本方針

公有化についての基本方針を下記のとおりとする。

(1) 基本方針

①熊本地震による被災状況を踏まえた公有化の考え方について

熊本城の復旧に多額の費用と長い年月が必要とされる中、熊本城の復旧期間においては、熊本城の計画的復旧に関するもの以外の公有化は大変厳しい状況にあり、保存等のための必要性など十分な検討を行うものとする。

（なお、国や県による公有化については、各機関の判断により実施されるものであり、これを妨げるものではない。）

②適切な保存と活用のための公有化について

ア 特別史跡内の公有化について

現状変更等の制限が課されるなか、民間所有者や管理者では適切な保存と活用に支障があり、史跡の確実な保存と、その後の適切な活用のため、公有化がどうしても必要な場合に限り、民間所有者や管理者の要望等とともに、市政経営方針や財政状況等を踏まえた公有化を検討していく。

特に、昭和 53 年（1978）より国庫補助事業による土地買い上げを実施している古城地区の一部については、今後も公有化を継続していくことを検討する。

イ 特別史跡外（旧城域内）の公有化について

歴史的・文化的価値が極めて大きい場所について、民間所有者や管理者では熊本城と一体となった保存・活用に支障をきたすことが懸念され、公有化が不可欠と判断される場合には、追加指定を前提とした公有化を検討していく。

- a 追加指定を前提とするため、追加指定の基本方針に合致する場合
- b 景観条例等の他の法令等による制限だけでは、大規模な掘削等により、地形や遺構等の滅失等を招くおそれがある場合
- c 今後の史跡の適切な保存と活用を推進していく上でも、不可欠と判断される場合

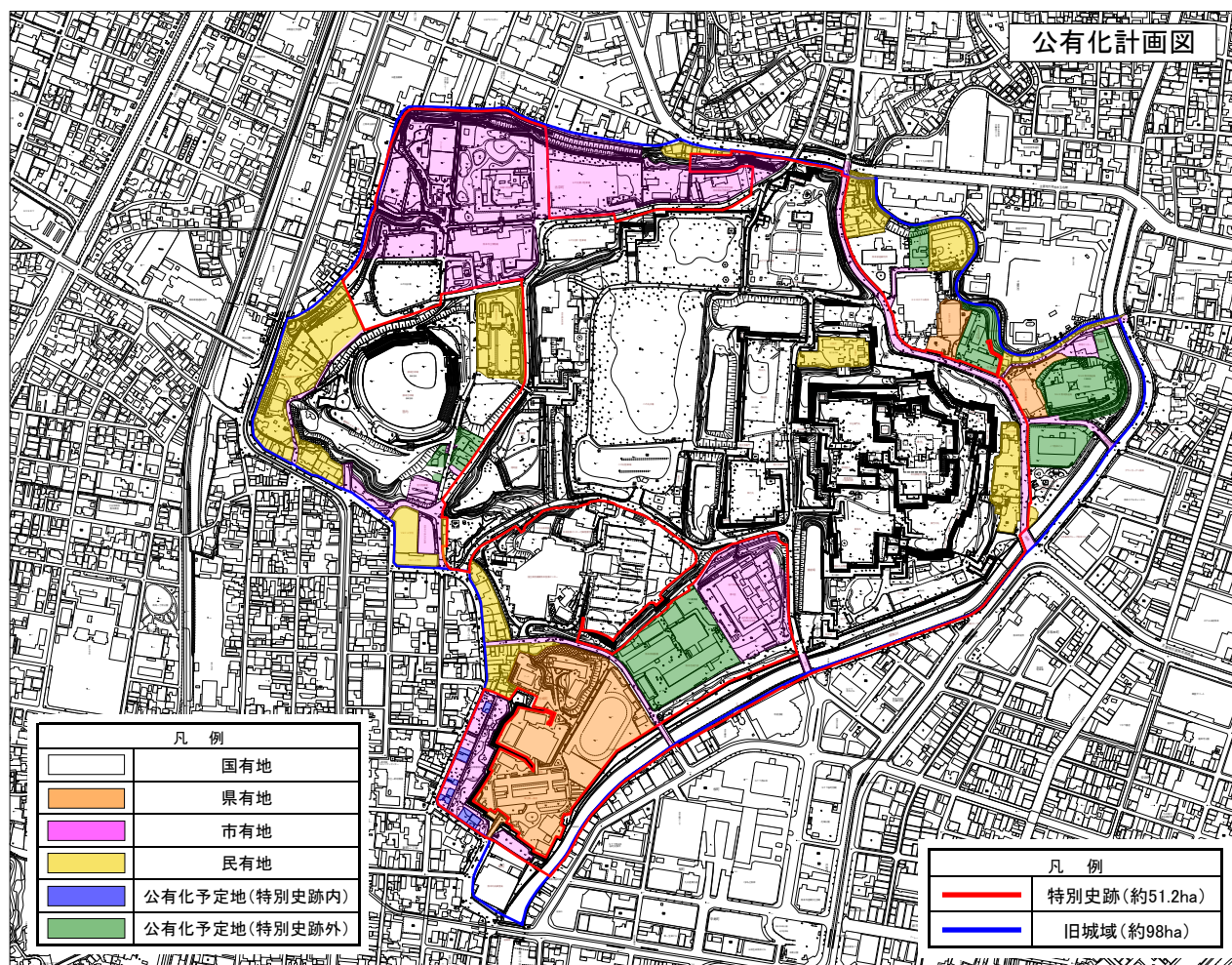


図 42 公有化計画図

4 古城地区の公有化状況

古城地区の古城堀端地区は、史跡の確実な保存と適切な活用のため、新築や増築、改築等の現状変更の制限を行っている地区であり、昭和 53 年（1978）より国庫補助事業による土地買い上げ（地権者の申出による土地買い上げ方式）が行われており、公有化率は 76.47%となっている（平成 30 年 3 月 31 日現在）。

【公簿面積等】

公簿面積：4,914.04 m² 公有化済面積：3,757.57 m² 民有地面積：1,257.32 m²

文化財保護法（関係条文の一部抜粋）

第 119 条（所有者による管理及び復旧）

管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

第 121 条（管理に関する命令又は勧告）

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

第 122 条（復旧に関する命令又は勧告）

文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

第 125 条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第 11 節 防災計画

特別史跡熊本城跡は、築城以来大雨や台風、地震等様々な自然災害による被害を受けてきたが、「平成 28 年（2016）熊本地震」（以下、熊本地震とする。）による被害は、重要文化財建造物、石垣、復元建造物等史跡全体に及ぶこれまでにない甚大な被害となった（※ 1）。

今後長い時間をかけて復旧復元を行っていくが、熊本地震による被害だけでなく、これまでの被災履歴から今後起こりうる災害を想定し、史跡の持つ本質的価値を確実に保存し後世へと継承していくため、また見学者や史跡周辺の住民の安全確保を図るため、防災・減災の考え方をまとめる。

※ 1 熊本地震による被害の概要については、本文 153 ～ 155 頁の『追章 「平成 28 年（2016）熊本地震」による被害の概要』参照。

1 防災上の課題

(1) これまでの被災履歴（※ 2）

大雨や台風、地震等の自然災害による被害を受けてきた。今後もこれらの自然災害による被害が想定される。

※ 2 巻末資料「熊本城の災害による破損と修理履歴」参照。

(2) 防災設備等の状況

消火設備については、建造物内においては自動火災報知機・非常警報、消火器・消火栓の設置、屋外では放水銃・動力ポンプ等の整備が充実していた（※ 3）が、熊本地震での破損が多数あるため、今後復旧していくことが必要である。

耐震・耐風対策については、特に重要文化財建造物への対策が施されてこなかったため、今後熊本地震から復旧する過程において構造補強等の対策を検討する必要がある。

※ 3 巻末資料「熊本城消防設備リスト」参照。

(3) 活用上の課題

熊本城公園として一般開放しており、24 時間体制の人的警備を行ってきた。今後の復旧過程において、段階的な公開等を検討する際には、危険箇所の明示や保管部材の盗難、失火等防災・防犯対策をあわせて検討する必要がある。

2 防災計画の基本的な考え方

(1) 防災について

災害を発生させないための取り組みを以下のとおりまとめる。このような取り組みは史跡を管理する市職員だけでなく、工事事業者や催事の実施運営者等にも周知徹底を図ることが必要である。

①防火対策

ア 日常の維持管理

建造物周辺の整理整頓や喫煙所等火気・可燃物の取扱いに留意する。

イ 見学者や業務従事者への周知・啓発

看板・ポスター等の設置による周知・啓発や業務従事者に対する防災マニュアル^(※4)の周知徹底等防災意識の向上を図る。

※4 防災に対する基本的な考え方がまとめられている「熊本市 わが家の防災マニュアル」などがある。

②防犯対策

ア 警備員による見回り監視

イ 見学者や業務従事者への周知・啓発

看板・ポスター等の設置による周知・啓発を図る。

(2) 減災について

災害時に発生しうる被害を最小化するための取り組みを以下のとおりまとめる。

①災害発生時の対応

避難経路の確保や避難誘導等見学者の安全確保を図る。また、業務に従事する職員等に対し、後述する連絡体制の周知を徹底し、災害時に適切な対応が出来るような体制を整備しておくことが必要である。

②防火対策

空地があるか等を事前に把握するとともに、隣接地の状況を踏まえた延焼の可能性を含んだ被害を想定しておくことが必要になる。文化財建造物だけでなく、公園設備等の新築・増築の際にも、火災の発生や延焼の可能性、消火活動の障害となる可能性があることなどに留意する必要がある。

防火対策の例として、平成8～10年（1996～1998）にかけてすべての重要文化財建造物を対象に放水銃を設置している。また、平成19年度から実施した本丸御殿の復元の際、重要文化財建造物への延焼防止を目的に内部に防火壁等を設置している。

また自衛消防隊が組織されているとともに、例年1月に実施される「文化財防火デー」においては、熊本市消防局等関係部局と連携した大規模な消防訓練を実施している^(※5)。

なお、文化財建造物に対する消防設備の新設・増設等に対しては、史跡の本質的価値を損

なわれないような意匠・構造とすることを前提とするとともに、現状変更等の許可申請が必要かどうかなどについても留意しなければならない。

※ 5 巻末資料「熊本城消防計画」参照。

③耐震・耐風対策

建造物等については、「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について(通知)」(平成 8 年 1 月 17 日庁保建第 41 号文化庁文化財保護部長通知)、「重要文化財(建造物)耐震診断指針(平成 11 年 4 月 8 日文化財保護部長裁定)」(平成 24 年 6 月 21 日改正)において示されたとおり、耐震対策を施すことが求められている。また、石垣等についても、見学者や隣接地等に対する安全確保を図る必要がある。

耐風対策では、特に建造物等については、風の遮蔽や支柱・ワイヤー等による応急措置について方針を定める必要がある。

耐震・耐風対策については、これまでの被災履歴から被災の可能性がある構築物を把握するとともに日常の保守・点検を行い、必要な復旧・維持補修を行なう必要がある。

具体的な対策については今後の熊本地震からの復旧において検討していく。

ア 建造物

建造物については、耐震基準等現代の建築基準関係規定との適合が課題となる。求められる基準を満たしながらも、本質的価値を損なわない意匠・構造とすることが必要である。

イ 石垣等

石垣等については、史跡の本質的価値の保存を前提としつつ、防災・減災という観点を意識した計画の策定が必要である。

そのほか堀や地下遺構等についても同様の意識が必要である。

(3) 復旧

災害時の対処・復旧の考え方について、下記のとおり基本方針を定める。

- ①被災者の救助・安全確保を最優先とする。
- ②被災状況が周辺の民有地や道路に及ぶ等市民生活に悪影響を与えている場合、もしくはその可能性がある場合には、本質的価値を構成する諸要素の保存に最大限配慮しながらも、被災状況からの復旧にあたる。
- ③史跡全体が被災するような大規模災害の場合には、復旧の手法・工程や費用等を総合的に勘案した復旧計画を立案し、有識者等に諮るとともに、関係者間で情報を共有しながら復旧にあたる。

④被災状況によっては公開が困難になることも想定されるが、見学者の安全確保を前提として、被災状況からの復旧過程を可能な限り公開するよう努める。

⑤被災状況等の調査・研究や被災履歴の周知・広報を行うなどさまざまな活用を通して、史跡の保護に対する気運を高めるように取り組む。

⑥復旧にあたっては、史跡の本質的価値を損なうことなく旧来の状態に復することが前提であるが、被災原因の追求等災害を契機とした調査・研究の深化を図り、それにより得られた新たな知見を活かして発展的に復旧するという視点を持つことも必要である。

3 体制整備

災害が発生した際、迅速・適切な対応を行うための体制を整備し、各関係者への周知を行う。

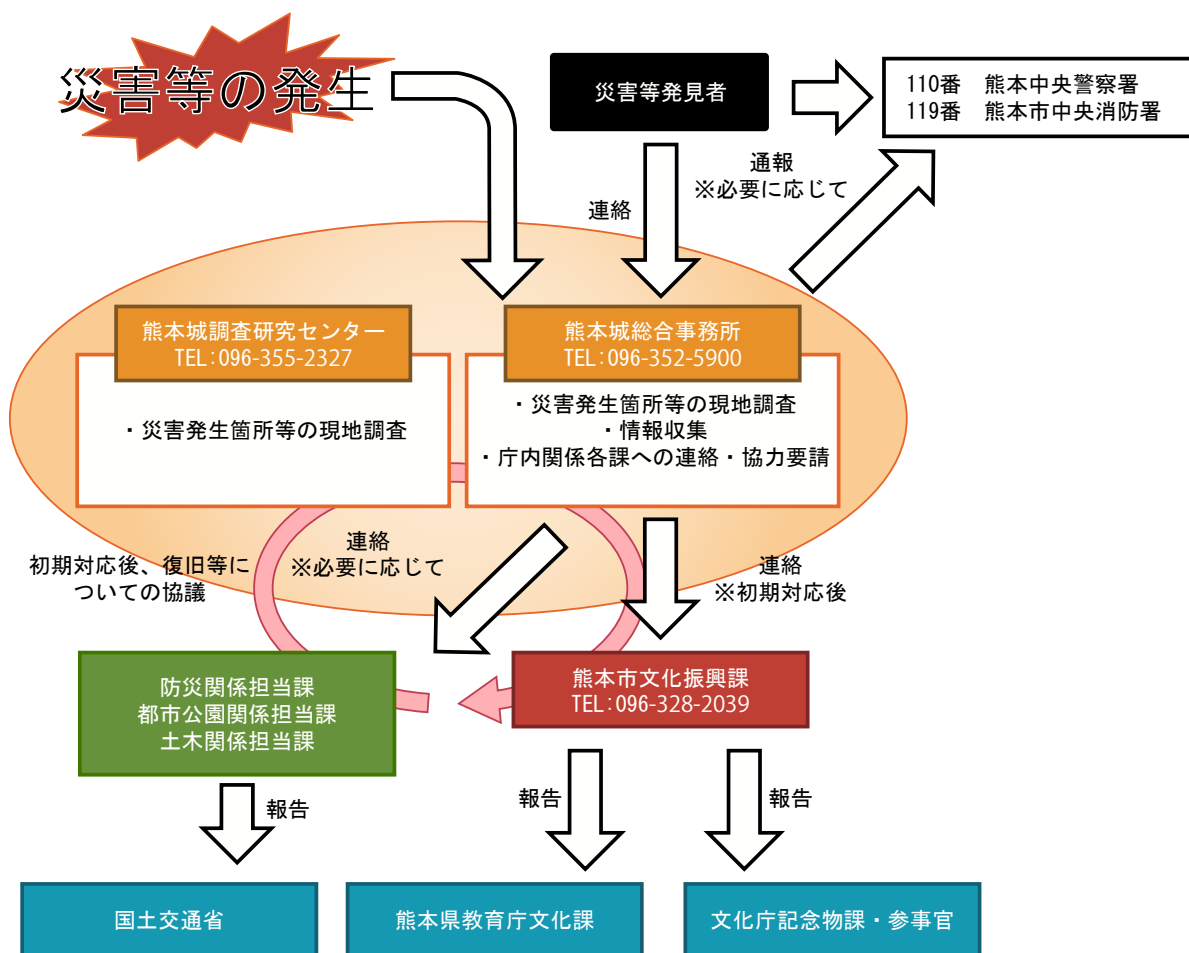


図 43 連絡体制図

二の丸	芝生広場・二の丸駐車場	熊本市が主催又は共催する行事
	催し広場	一般行事
	監物台樹木園・熊本県立美術館本館	管理者である国（県）が認める一般行事
	清爽園・野鳥園	原則として行事の開催を認めない。（※）
三の丸	憩いの広場・旧細川刑部邸・熊本博物館・古京町別館裏・三の丸駐車場	原則として行事の開催を認めない。（※）
古城地区	古城堀端公園	一般行事
	坪井川河川区域	熊本市が主催又は共催する行事
	公有化促進事業取得区域	原則として行事の開催を認めない。（※）

※ 本丸地区の備前堀と空堀内及び不開門前・二の丸地区の清爽園及び野鳥園・三の丸地区・古城地区の公有化促進事業取得区域については、スペースが狭いまたは危険性の高い場所等であるため、原則として行事の開催を認めない。

※ ここでいう諸行事とは、観覧者や参加者等を集めて実施する催し物であり、本市や熊本城のPRのために行う撮影等は含まないもの。

※ 諸行事開催に付随する園路の使用については、搬出・搬入路としての使用のほか、必要に応じて、安全性を確保した上でのイベントでの使用も認めるもの。

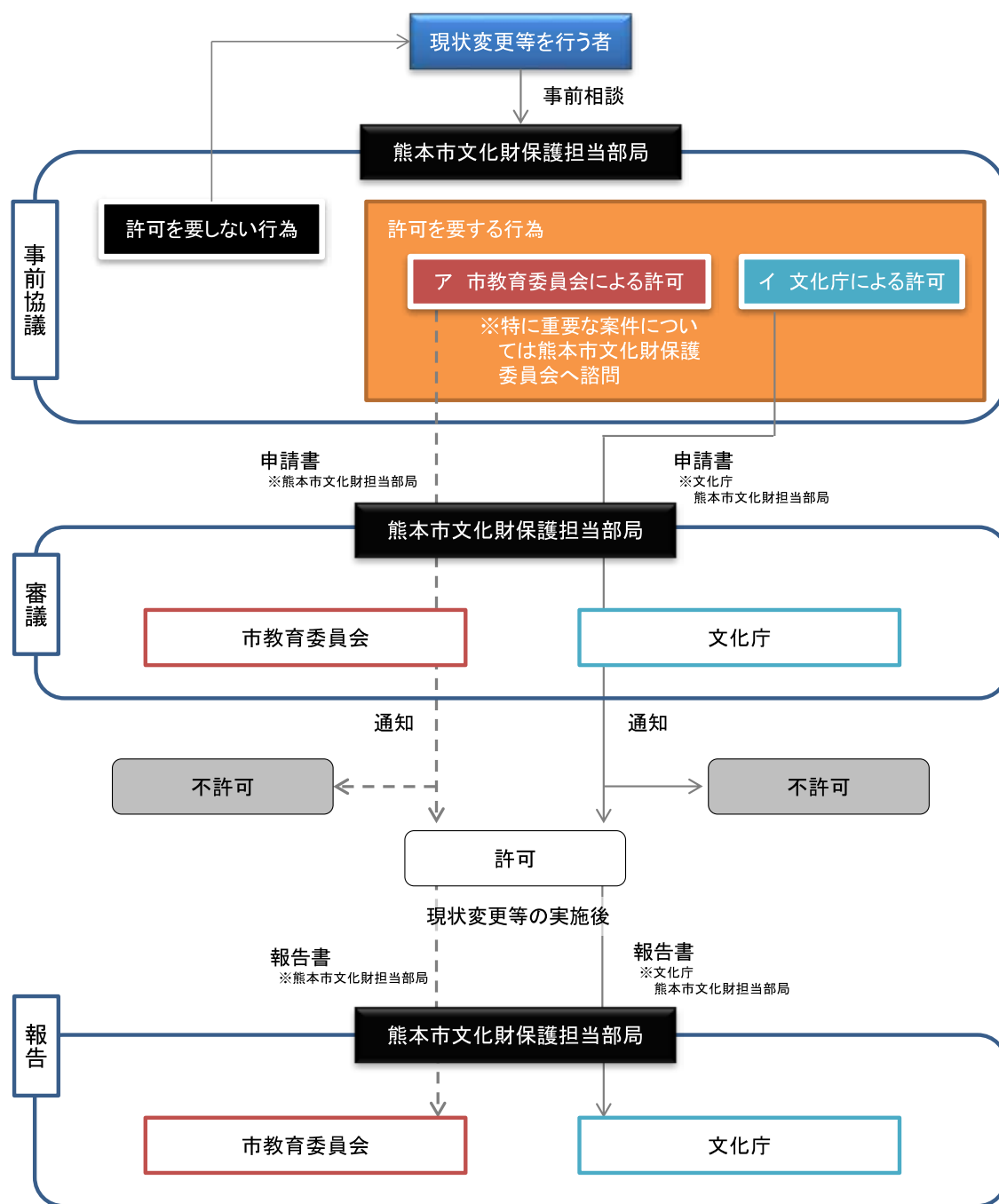


図 39 現状変更等手続きフロー図

第9節 追加指定

1 追加指定（指定区域拡大）の想定範囲

特別史跡熊本城跡は、昭和8年（1933）の国史跡指定の後、昭和35年（1960）の特別史跡への昇格のほか数度の追加指定・指定解除を繰り返し、現在、面積約51.23haが指定範囲となっている（平成30年3月31日現在）。

熊本城跡については、旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、これまで『保存管理計画策定報告書』（※1）の「環境整備の基本方針」や「熊本城跡史跡拡大計画」（※2）において、旧城域を追加指定の想定範囲としており、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めるものとする。

※1 昭和57年度（1982）熊本市教育委員会策定

※2 平成15年度（2003）熊本市教育委員会策定図【図40】

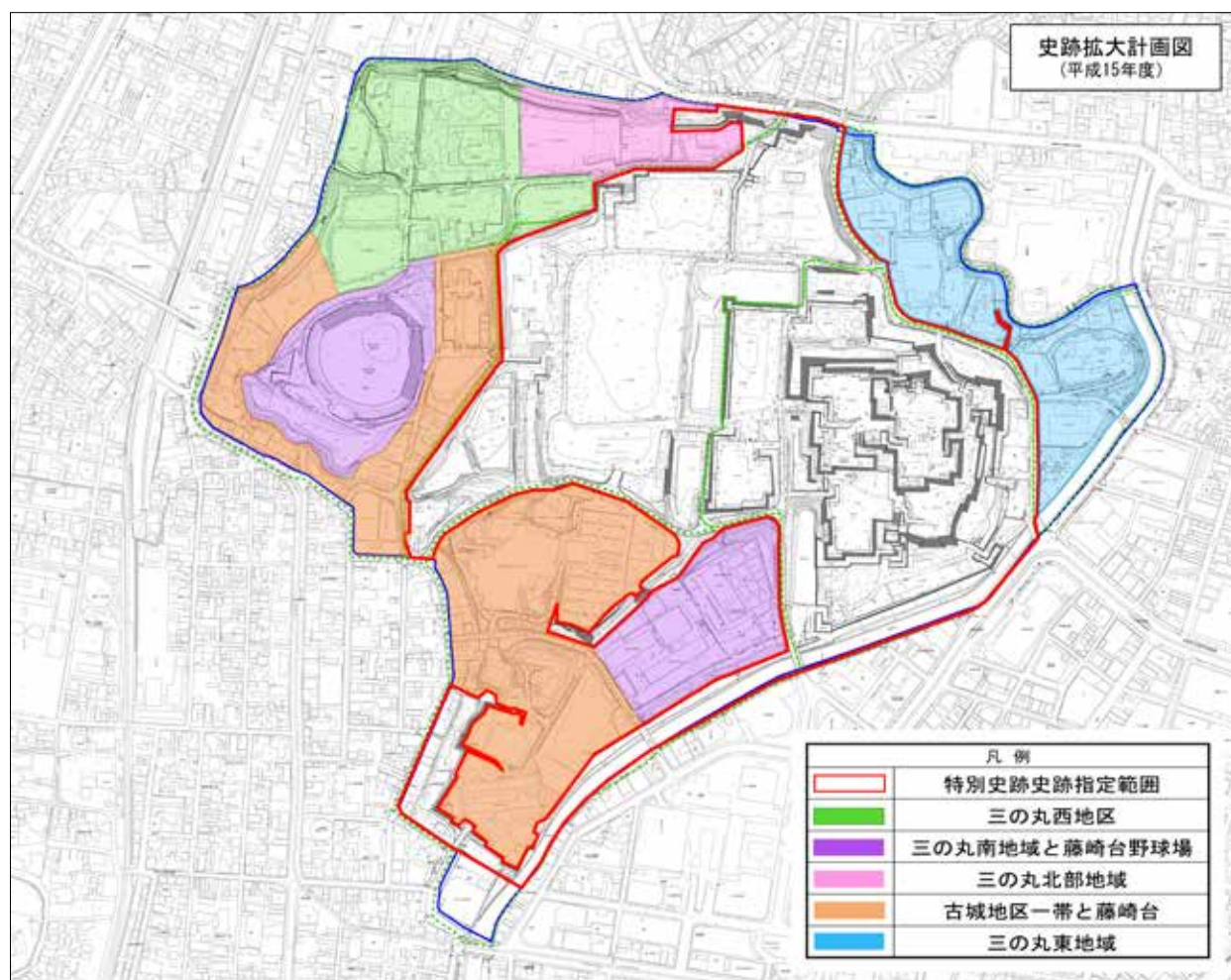


図40 史跡拡大計画図（平成15年度）

2 基本方針と今後の計画

これまでの追加指定に対する考え方等を踏まえ、追加指定の基本方針を下記のとおりとする。

(1) 基本方針

- ①特別史跡に指定された地域においては、所有者等に現状変更等の制限を課すものでもあるため、追加指定を進めるにあたっては、現状変更等の取扱基準等について十分周知を図った上で、所有者等の意向を踏まえるとともに、他の公益との調整を図るなど十分な協議・調整を行った上で、下記に留意しながら追加指定を検討する。

ア 既に市街地や大規模施設等として開発が進んでいる区域においては、史跡の本質的価値に関わる重要な遺構が確認された場合に追加指定の検討対象とする。

イ これまでに指定が解除された箇所等城郭としての地形や遺構が残っていない箇所については、史跡としての一体的な保存と活用を行う上で特に必要な場合のみ、追加指定を検討するものとする。

- ②公有地^(※3)を中心に追加指定を検討していく。

- ③民有地において、公有化^(※4)が前提となる場合には、次節の「公有化の基本方針」との整合性を図られる場合に限り、追加指定を検討する。

(2) 今後の計画

「平成 28 年（2016 年）熊本地震」による被災状況及び震災対応等による今後の計画への影響や本市の財政状況等を踏まえ、下記を検討対象とするもの。なお、本保存活用計画の見直しの際には、追加指定の今後の計画についても見直しを図る。

- ①公有地…合同庁舎跡、三の丸・古城地区の市有地等所有者である財務省をはじめ各関係者と協議し、追加指定を検討する。

- ②民有地…高麗門跡（新町地区）、旧 JT 熊本支店跡地・旧 NHK 熊本放送局跡地（千葉城地区）

「JR 鹿児島本線等熊本駅付近連続立体交差に伴う高架下利用協定」を締結している高麗門跡については、所有者である JR 九州をはじめ各関係者と協議し、追加指定を検討する。

また、千葉城地区の旧 JT 熊本支店跡地及び旧 NHK 熊本放送局跡地については、中世の千葉城にも由来する旧地形も残り、熊本城と中心商店街との結節点や城下町側からのエントランスとして、史跡としての一体的な保存と活用を行う上でも特に必要な場所であるため、今後、それぞれの所有者、各関係者等と協議し、追加指定を検討する。

※ 3 公有地…国又は地方公共団体の所有する土地。独立行政法人など国や地方公共団体が設立した法人の所有する土地は、これに含まないものとする。

※ 4 公有化…民有地（公有地以外の土地）を国又は県や市が文化財保護の観点から所有権を取得すること。本節と次節では、特に断りが無い限り、市が民有地を取得する場合をさす。

第 10 節 公有化

1 土地利用の現況

特別史跡内のほとんどが複数の省庁の国有地・県有地・市有地からなり、管理者もさまざまであるが、その多くは熊本城公園として開設している。一部残っている民有地は、宗教施設等及び市で公有化を進めている古城地区の未買収地である。

特別史跡外の旧城域については、国有地・県有地・市有地・民有地が混在している状況であり、公共施設を含む多くの建物が建っている。民有地としては、宗教施設・児童養護施設・マンション・個人住宅等がある。

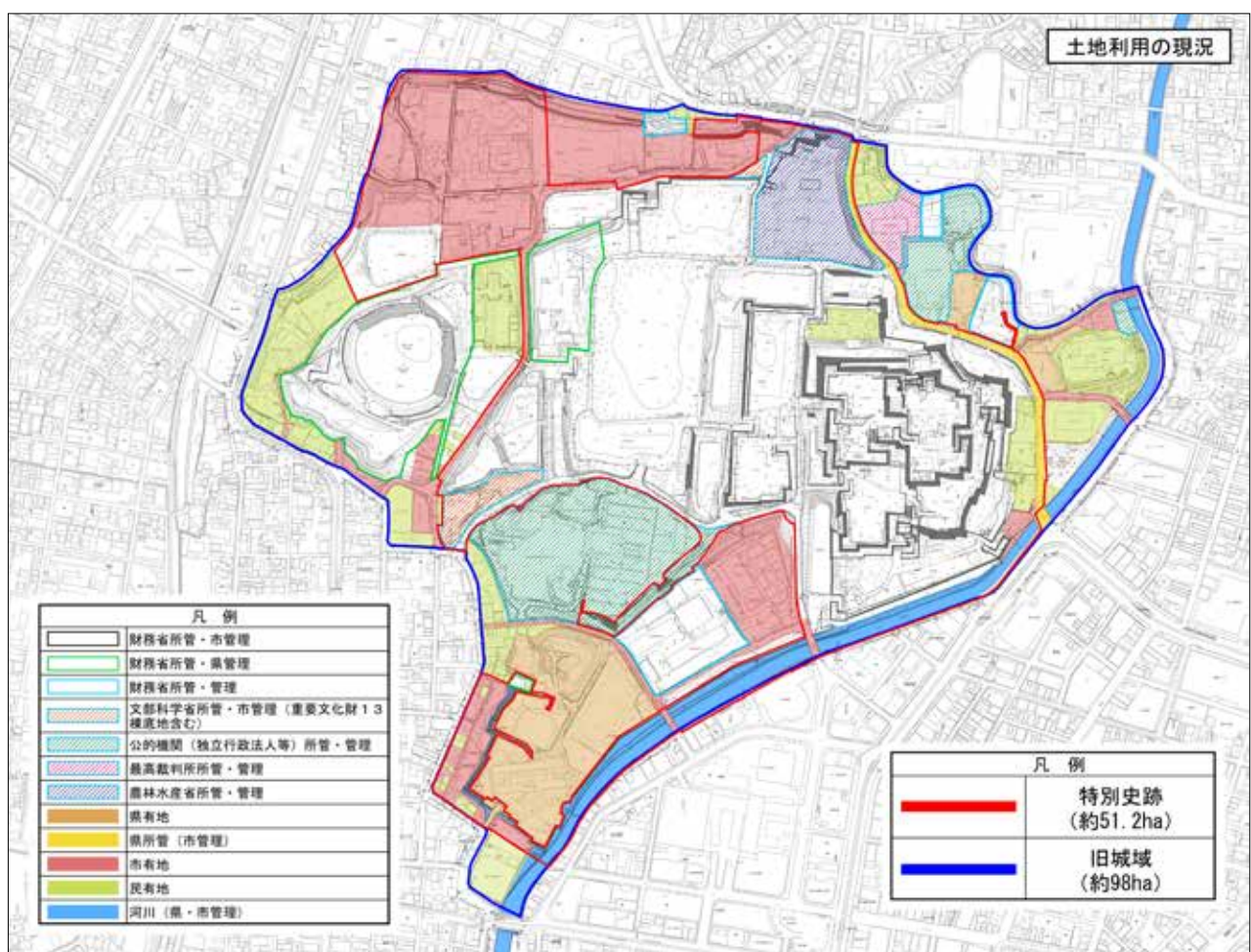


図 41 土地利用の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

2 公有化によらない史跡の保存と活用

現在、それぞれの所有者や管理者によって土地利用がなされているが、各々が史跡としての価値を理解し、保存に努め、活用・整備に参画するなどの協力のもと、公有化によらない各々の条件に適した適切な保存と活用が図られることが望ましい。

なお、公有化を行わない場合であっても、所有者等は文化財保護法第 119 条等の規定^(※5)に基づき、史跡の適切な管理等を行う必要があり、また、現状変更等が必要な場合には、法第 125 条の規定に基づき文化庁長官の許可を得る必要がある（詳細は「第 8 節 現状変更の取扱い」参照）。

3 公有化の基本方針

公有化についての基本方針を下記のとおりとする。

(1) 基本方針

①熊本地震による被災状況を踏まえた公有化の考え方について

熊本城の復旧に多額の費用と長い年月が必要とされる中、熊本城の復旧期間においては、熊本城の計画的復旧に関するもの以外の公有化は大変厳しい状況にあり、保存等のための必要性など十分な検討を行うものとする。

（なお、国や県による公有化については、各機関の判断により実施されるものであり、これを妨げるものではない。）

②適切な保存と活用のための公有化について

ア 特別史跡内の公有化について

現状変更等の制限が課されるなか、民間所有者や管理者では適切な保存と活用に支障があり、史跡の確実な保存と、その後の適切な活用のため、公有化がどうしても必要な場合に限り、民間所有者や管理者の要望等とともに、市政経営方針や財政状況等を踏まえた公有化を検討していく。

特に、昭和 53 年（1978）より国庫補助事業による土地買い上げを実施している古城地区の一部については、今後も公有化を継続していくことを検討する。

イ 特別史跡外（旧城域内）の公有化について

歴史的・文化的価値が極めて大きい場所について、民間所有者や管理者では熊本城と一体となった保存・活用に支障をきたすことが懸念され、公有化が不可欠と判断される場合には、追加指定を前提とした公有化を検討していく。

- a 追加指定を前提とするため、追加指定の基本方針に合致する場合
- b 景観条例等の他の法令等による制限だけでは、大規模な掘削等により、地形や遺構等の滅失等を招くおそれがある場合
- c 今後の史跡の適切な保存と活用を推進していく上でも、不可欠と判断される場合

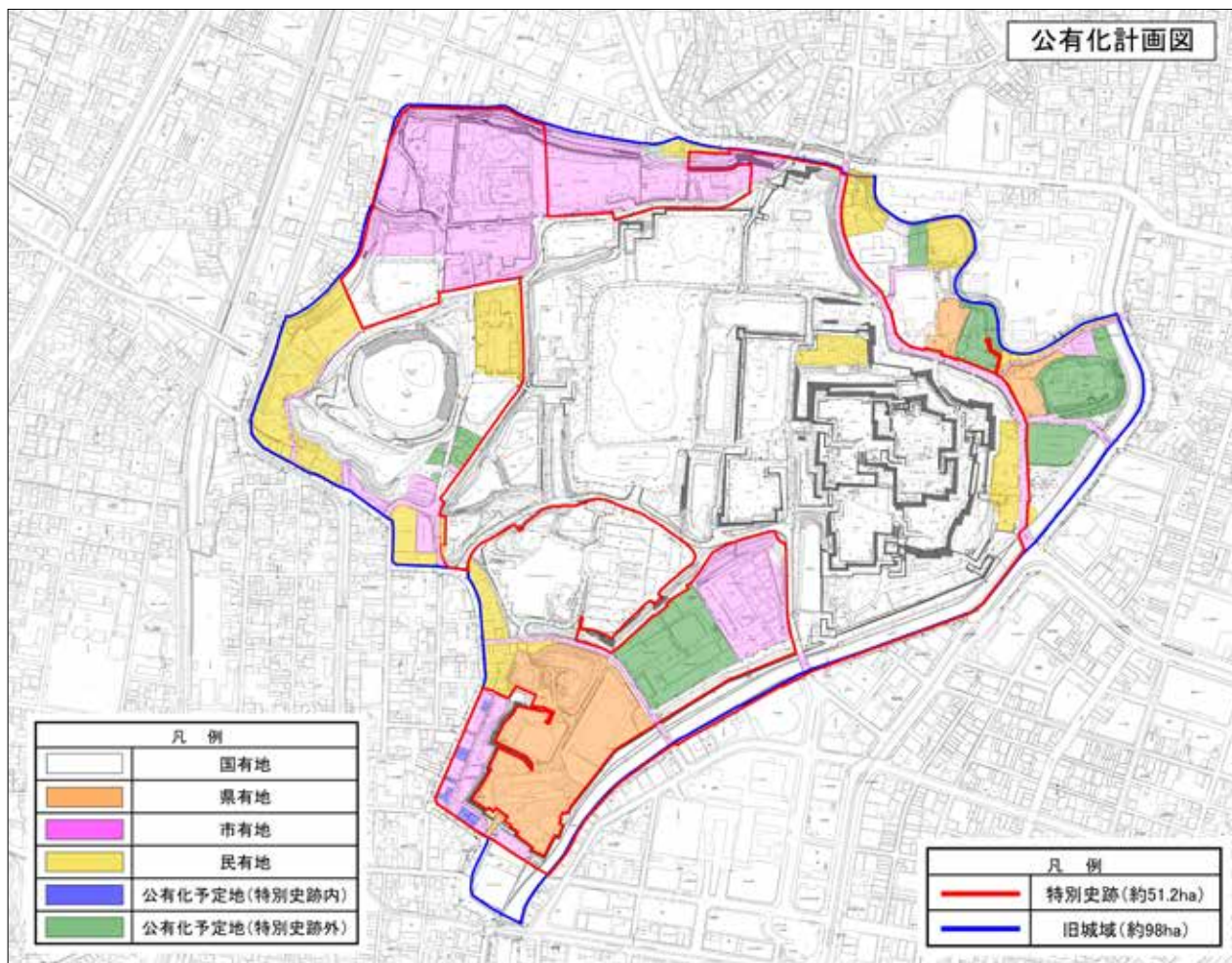


図 42 公有化計画図

4 古城地区の公有化状況

古城地区の古城堀端地区は、史跡の確実な保存と適切な活用のため、新築や増築、改築等の現状変更の制限を行っている地区であり、昭和 53 年（1978）より国庫補助事業による土地買い上げ（地権者の申出による土地買い上げ方式）が行われており、公有化率は 76.47% となっている（平成 30 年 3 月 31 日現在）。

【公簿面積等】

公簿面積：4,914.04㎡ 公有化済面積：3,757.57㎡ 民有地面積：1,257.32㎡

文化財保護法（関係条文の一部抜粋）

第 119 条（所有者による管理及び復旧）

管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

第 121 条（管理に関する命令又は勧告）

管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

第 122 条（復旧に関する命令又は勧告）

文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

第 125 条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第11節 防災計画

特別史跡熊本城跡は、築城以来大雨や台風、地震等様々な自然災害による被害を受けてきたが、「平成28年（2016年）熊本地震」（以下、熊本地震とする。）による被害は、重要文化財建造物、石垣、復元建造物等史跡全体に及ぶこれまでにない甚大な被害となった（※1）。

今後長い時間をかけて復旧復元を行っていくが、熊本地震による被害だけでなく、これまでの被災履歴から今後起こりうる災害を想定し、史跡の持つ本質的価値を確実に保存し後世へと継承していくため、また見学者や史跡周辺の住民の安全確保を図るため、防災・減災の考え方をまとめる。

※1 熊本地震による被害の概要については、本文153～155頁の『追章 「平成28年（2016年）熊本地震」による被害の概要』参照。

1 防災上の課題

(1) これまでの被災履歴（※2）

大雨や台風、地震等の自然災害による被害を受けてきた。今後もこれらの自然災害による被害が想定される。

※2 巻末資料「熊本城の災害による破損と修理履歴」参照。

(2) 防災設備等の状況

消火設備については、建造物内においては自動火災報知機・非常警報、消火器・消火栓の設置、屋外では放水銃・動力ポンプ等の整備が充実していた（※3）が、熊本地震での破損が多数あるため、今後復旧していくことが必要である。

耐震・耐風対策については、特に重要文化財建造物への対策が施されてこなかったため、今後熊本地震から復旧する過程において構造補強等の対策を検討する必要がある。

※3 巻末資料「熊本城消防設備リスト」参照。

(3) 活用上の課題

熊本城公園として一般開放しており、24時間体制の人的警備を行ってきた。今後の復旧過程において、段階的な公開等を検討する際には、危険箇所の明示や保管部材の盗難、失火等防災・防犯対策をあわせて検討する必要がある。

2 防災計画の基本的な考え方

(1) 防災について

災害を発生させないための取り組みを以下のとおりまとめる。このような取り組みは史跡を管理する市職員だけでなく、工事事業者や催事の実施運営者等にも周知徹底を図ることが必要である。

①防火対策

ア 日常の維持管理

建造物周辺の整理整頓や喫煙所等火気・可燃物の取扱いに留意する。

イ 見学者や業務従事者への周知・啓発

看板・ポスター等の設置による周知・啓発や業務従事者に対する防災マニュアル^(※4)の周知徹底等防災意識の向上を図る。

※4 防災に対する基本的な考え方がまとめられている「熊本市 わが家の防災マニュアル」などがある。

②防犯対策

ア 警備員による見回り監視

イ 見学者や業務従事者への周知・啓発

看板・ポスター等の設置による周知・啓発を図る。

(2) 減災について

災害時に発生しうる被害を最小化するための取り組みを以下のとおりまとめる。

①災害発生時の対応

避難経路の確保や避難誘導等見学者の安全確保を図る。また、業務に従事する職員等に対し、後述する連絡体制の周知を徹底し、災害時に適切な対応が出来るような体制を整備しておくことが必要である。

②防火対策

空地があるか等を事前に把握するとともに、隣接地の状況を踏まえた延焼の可能性を含んだ被害を想定しておくが必要になる。文化財建造物だけでなく、公園設備等の新築・増築の際にも、火災の発生や延焼の可能性、消火活動の障害となる可能性があることなどに留意する必要がある。

防火対策の例として、平成8～10年(1996～1998)にかけてすべての重要文化財建造物を対象に放水銃を設置している。また、平成19年度から実施した本丸御殿の復元の際、重要文化財建造物への延焼防止を目的に内部に防火壁等を設置している。

また自衛消防隊が組織されているとともに、例年1月に実施される「文化財防火デー」においては、熊本市消防局等関係部局と連携した大規模な消防訓練を実施している^(※5)。

なお、文化財建造物に対する消防設備の新設・増設等に対しては、史跡の本質的価値を損

なわれないような意匠・構造とすることを前提とするとともに、現状変更等の許可申請が必要かどうかなどについても留意しなければならない。

※ 5 巻末資料「熊本城消防計画」参照。

③耐震・耐風対策

建造物等については、「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について(通知)」(平成 8 年 1 月 17 日庁保建第 41 号文化庁文化財保護部長通知)、「重要文化財(建造物)耐震診断指針(平成 11 年 4 月 8 日文化財保護部長裁定)」(平成 24 年 6 月 21 日改正)において示されたとおり、耐震対策を施すことが求められている。また、石垣等についても、見学者や隣接地等に対する安全確保を図る必要がある。

耐風対策では、特に建造物等については、風の遮蔽や支柱・ワイヤー等による応急措置について方針を定める必要がある。

耐震・耐風対策については、これまでの被災履歴から被災の可能性がある構築物を把握するとともに日常の保守・点検を行い、必要な復旧・維持補修を行なう必要がある。

具体的な対策については今後の熊本地震からの復旧において検討していく。

ア 建造物

建造物については、耐震基準等現代の建築基準関係規定との適合が課題となる。求められる基準を満たしながらも、本質的価値を損なわない意匠・構造とすることが必要である。

イ 石垣等

石垣等については、史跡の本質的価値の保存を前提としつつ、防災・減災という観点を意識した計画の策定が必要である。

そのほか堀や地下遺構等についても同様の意識が必要である。

(3) 復旧

災害時の対処・復旧の考え方について、下記のとおり基本方針を定める。

①被災者の救助・安全確保を最優先とする。

②被災状況が周辺の民有地や道路に及ぶ等市民生活に悪影響を与えている場合、もしくはその可能性がある場合には、本質的価値を構成する諸要素の保存に最大限配慮しながらも、被災状況からの復旧にあたる。

③史跡全体が被災するような大規模災害の場合には、復旧の手法・工程や費用等を総合的に勘案した復旧計画を立案し、有識者等に諮るとともに、関係者間で情報を共有しながら復旧にあたる。

④被災状況によっては公開が困難になることも想定されるが、見学者の安全確保を前提として、被災状況からの復旧過程を可能な限り公開するよう努める。

⑤被災状況等の調査・研究や被災履歴の周知・広報を行うなどさまざまな活用を通して、史跡の保護に対する気運を高めるように取り組む。

⑥復旧にあたっては、史跡の本質的価値を損なうことなく旧来の状態に復することが前提であるが、被災原因の追求等災害を契機とした調査・研究の深化を図り、それにより得られた新たな知見を活かして発展的に復旧するという視点を持つことも必要である。

3 体制整備

災害が発生した際、迅速・適切な対応を行うための体制を整備し、各関係者への周知を行う。

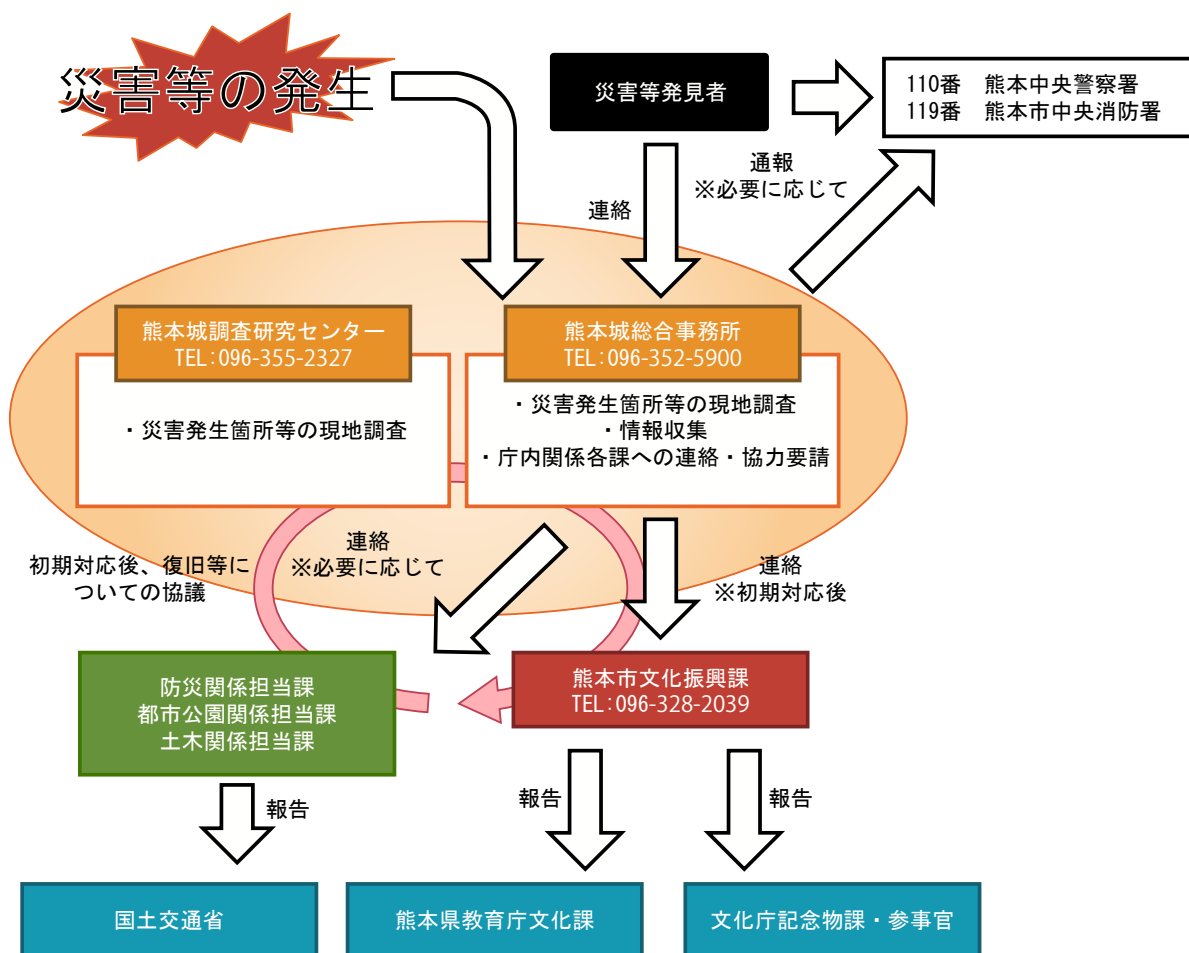


図 43 連絡体制図